

入院時食事療養費について

当院は、**入院時食事療養費（Ⅰ）**の届け出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を**適時・適温**にて提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。

（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

◆食事提供時間

朝食：8時 昼食：12時 夕食：18時以降

◆入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			510円
" ※指定難病患者等			300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	240円
		90日超	190円

70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			510円
" ※指定難病患者等			300円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	240円
		90日超	190円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			110円

「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」、「**標準負担額減額認定証**」をお持ちの方は、ご提示ください。